

仕 様 書

1. 件名

レンタカー単価契約

2. 目的

当支所所有事業用車では走行不可能な悪路等の通走行あるいは、北海道外、又は事業用車の空きが無いときに業務を円滑に行うため使用することを目的とする。

3. 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4. 納車及び返却場所

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所北海道支所
(札幌市豊平区羊ヶ丘7番地)

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所林木育種センター北海道育種場
(江別市文京台緑町561番1)

及び支所職員、育種場職員が指定する場所

5. 検査場所

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所北海道支所
(札幌市豊平区羊ヶ丘7番地)

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所
林木育種センター北海道育種場
(江別市文京台緑町561番1)

及び支所職員、育種場職員が指定する場所

6. 予定数量

年間	合計	40日
内訳	普通乗用車	25日
	ライトバン	5日
	SUV・RV	5日
	ミニバン・ワゴン	5日

7. レンタカー条件

- (1) 原則レギュラーガソリン車とする。
- (2) オートマチック車であること。
- (3) 借り上げについては、日本国内同一料金であること。
- (4) カーナビ搭載車であること。

表1

ボディタイプ	排気量 (cc)	乗車人数
普通乗用車 (ハッチバック・セダンなど)	1 0 0 0 cc～1 3 0 0 cc	4・5人
	1 5 0 0 cc	5人
	1 8 0 0 cc～2 0 0 0 cc	5人
	2 2 0 0 cc～2 5 0 0 cc	5人
ライトバン	1 5 0 0 cc～1 6 0 0 cc	5人
SUV・RV (クロカン・ステーションワゴンなど)	1 5 0 0 cc～1 6 0 0 cc	5人
	1 8 0 0 cc～2 0 0 0 cc	5人
	2 2 0 0 cc～2 5 0 0 cc	5人
ミニバン・ワゴン	2 0 0 0 cc～2 4 0 0 cc	6～8人
	2 5 0 0 cc～3 0 0 0 cc	6～8人

8. 予約（申込み）について

予約（申込み）に関しては、当方より、「レンタカー申込書」をFAX等にて送付することにより行う。

発注は原則として、貸借する前日までに行うものとする。

ただし、緊急に当日発注することもあり得る。

9. 配車

納車については契約業者にて行うものとする。

それ以外の場所については、貸借先が北海道内外の多岐にわたるため、契約業者の各営業店舗もしくは当方が指定した時間・場所とする。

納車にあたっては、申込みの段階で指定しているクラスの車とするが、納車時に該当車種の納車が困難となった場合、同等、あるいは上位のクラスの車へ変更する旨当支所職員へ連絡を行い、その後同等、あるいは上位のクラスの車を納車しても差し支えない。

ただし、クラスの違いによる差額の支払いは行わないので了承すること。

10. 返却

返却については契約業者にて行うものとする。

それ以外の場所については、返却先が北海道内外の多岐にわたるため、契約業者の各営業店舗もしくは当支所職員が指定した場所とする。その際、乗捨手数料が発生した場合は別途請求するものとする。

原則燃料満タンで返却とするが、使用先の事情により給油が行えない場合は返却後走行距離に乗じて燃料料金を別途請求するものとする。

1 1. レンタカーによる事故と保険及び補償

(1) 事故時における対応

当支所職員がレンタカー運転時に万一事故に遭った場合、運転者は負傷者等有無の確認・救護措置をとった上で支所担当者、警察等及びレンタカーを借り受けた営業所へ遅滞なく連絡を行い必要な処置を行う。

連絡を受けた営業所においては、事故処理に関し必要なアドバイス等を行うこと。

(2) 保険・補償

保険・補償について十分な体制を整えており、概ね下表の条件を満たす保険に加入していること。

なお、万一事故が発生し補償を必要とする場合においては、当方における免責額が発生しないことが望ましい。

表 2

内 容	対 象	補償限度額
対 人	1名につき	無制限（免責無し、自賠責3000万円含む）
対 物	1事故につき	無制限（免責無し）
車 両	1事故につき	時価まで
人身傷害	1名につき	5,000万円

(3) ノンオペレーションチャージ

当方の過失においてレンタカーで事故に遭った場合等、ノンオペレーションチャージを契約相手方の「レンタカー貸渡約款」等により支払う。

1 2. その他

(1) レンタカーへの給油は原則当支所が契約している給油所で行うこととする。ただし、当支所と契約している給油所がない場所にて給油する場合はこの限りではない。

(2) 予定数量については、令和7年度の使用実績等をもとに算出したものであり、増減することもあり得ることを了承すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、「レンタカー貸渡約款」等に基づき、別途協議する。

(4) 見積書に記載する金額については、消費税及び地方消費税（10%）を含む1日当たりの単価を記載すること。

(5) 見積書は本仕様書7のレンタカー仕様の表に基づき作成のこと。

ただし、表中に記載した排気量及び乗車人数については目安であり、表中の取り扱いできる車種を見積もりすることとするが、取り扱いできない車種がある場合はその限りではない。

また、本仕様書11のレンタカーによる事故と保険及び補償の(2)の表2及び(3)についても見積書に明示すること。